

元気な森づくり整備計画の改定について

1 計画改定について

元気な森づくり整備計画は、森林の荒廃防止と多面的機能の維持・確保を目的に、森林再生・整備の指針として平成23年に策定された計画です。

これまで、5年毎に計画の見直しを行い、令和8年度をもって、現計画の計画期間が満了を迎えます。

次期計画の改定に当たっては、社会や環境を取り巻く状況の変化を反映するとともに、これまで進めてきた神奈川県の水源地環境保全・再生施策大綱が令和8年度に終了に伴い、令和9年度から20年間の新たなスタートに併せて、森林保全等に関する計画との整合を図るとともに、市内森林のこれまでの取組を踏まえ、現状と課題を整理し、新たな目標や施策を盛り込んだ計画として策定する必要があります。(名称変更予定)

2 環境審議会の役割について

厚木市環境基本条例(抜粋)

(審議会)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、厚木市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 改定スケジュール(予定)

年 月	実施内容	備 考
令和8年5月	庁議	元気な森づくり整備計画策定方針について
8月	環境審議会	元気な森づくり整備計画の改定について (諮問) 計画素案について
9~10月	環境審議会	元気な森づくり整備計画の改定について (答申)
11月	庁議	パブリックコメントの実施について
12月	パブリックコメント	
令和9年1月	庁議	パブリックコメント実施結果について
3月	環境審議会	元気な森づくり整備計画改定